

財団法人埼玉伝統工芸協会職員の慶弔見舞金支給内規

平成元年9月5日
内規第 1号

(総則)

第1条 財団法人埼玉伝統工芸協会職員に関する慶弔見舞金の支給については、この内規による。

(祝金)

第2条 職員が結婚するときは、次の結婚祝金を支給する。支給は、1回限りとする。

- (1) 勤続1年未満の職員 20,000円
- (2) 勤続1年以上の職員 30,000円

第3条 職員又はその配偶者が子女を出産したときは、次の出産祝金を支給する。

- (1) 第1子 5,000円
- (2) 第2子 3,000円

(見舞金)

第4条 職員が疾病にかかったときは、医師の診断書に基づき、次の見舞金を支給する。

- (1) 業務上の疾病で休業満2週間以上およんだとき 10,000円
- (2) 業務外の疾病で休業満2週間以上およんだとき 5,000円

第5条 職員が火災、風水害、その他不測の災害をこうむり、損害を受けたときは、次の区分により見舞金を支給する。

区 分	扶養家族を有する者	扶養家族がない者
(1) 全壊全焼又はこれと同等のもの	50,000円	25,000円
(2) 半壊半焼又はこれと同等のもの	25,000円	15,000円
(3) 床上浸水又はこれと同等のもの	15,000円	5,000円
(4) 前項におよばない程度の被害の場合	程度に応じてその都度査定のうえ決定する。	

(弔慰金)

第6条 職員が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

- (1) 勤続1年未満の者 30,000円

(2) 勤続1年以上の者 30,000円に勤続1年につき10,000円を加算した額、ただし、最高支給額を200,000円とする。

第7条 職員の父母、配偶者、子及び同居の兄弟姉妹、祖父母が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

(1) 配偶者 20,000円

(2) 子及び父母 10,000円

(3) 祖父母及び兄弟姉妹 5,000円

第8条 この内規に定める事実が発生した場合は、そのことを証する書類を添えて、理事長に申告するものとする。

附 則

この内規は、平成元年10月1日から施行する。